

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 松村佳子

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則(平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表学校支援課の項中「施設管理係」の下に「耐震整備係」を加え、同表学校教育課の項中「幼児教育係」を削り、同表人権・地域教育課の項中「庶務係、指導係」を「人権教育係」に改め、「地域教育係」の下に「地域連携係」を加え、同表保健体育課の項中「学校体育係」の下に「高校総体開催準備係」を加える。

第四条学校教育課の項第七号中「高等学校」の下に「等」を加え、同条人権・地域教育課の項第二号を次のように改める。

二 人権教育推進のための指導助言及び研修に関すること。

第四条人権・地域教育課の項第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「学習機会の充実」を「充実のための指導助言及び研修」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号中「社会教育主事の資格の認定」を「研修並びに社会教育指導者の養成」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地域と共にある学校づくりに関すること。

六 社会教育主事の資格の認定に関すること。

第四条保健体育課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 高校総体開催準備に関すること。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中 「特別支援教育部

を「特別支援教育部」に改める。

社会教育部 一

第二条の二中 「小学校教育アドバイザーチーム
を「小中学校教育アドバイザー
チーム」に改める。

第三条社会教育部の項を削る。

第三条の二小学校教育アドバイザーチームの項中「小学校教育アドバイザー
チーム」を「小中学校教育アドバイザーチーム」に改め、「の小学校」の下に「及び
中学校」を加え、同条中学校教育アドバイザーチームの項を削る。

(奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正)

第三条 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会
規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条調査課の項を削り、同条に次のように加える。

調査課

- 一 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）の学術的、専門的調査及びそ
の指導に関すること。
- 二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物に関すること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。